

諮問番号：諮問第 2 5 5 号

答申番号：答申第 2 5 5 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は以下のとおりである。

例年提出していた診断書の内容に変わりなく、また、特段障がいの程度が軽減されたわけではないにもかかわらず、資格喪失となっていることに納得がいかない。

処分庁の「判定医において日常生活は概ね自立しており、精神症状・問題行動を認めず経過していること等、総合的に判断して、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の障害の程度は 1 級又は 2 級いずれにも該当しないものと判断した。」との判断理由には矛盾がある。

なぜならば、前回（令和 3 年 3 月）判定時においても、判定医の診断書は今回の内容とほぼ同じであるにもかかわらず、処分庁により障害 2 級に該当するという判断がなされているからである。

同様の診断書の内容にもかかわらず、「ある時点では障害 2 級に該当し、また、ある時点では障害 2 級にも該当しない」このような判断が処分庁によりなされていることが大きな問題といえる。

総合的に障害児に該当するか否かを判断することに疑義を唱えるつもりはないが、前回と今回とほぼ同じ判定医の診断書にもかかわらず、また経過も前回と同様であるにもかかわらず、今回だけ障害児には非該当と処分庁が判定することには大きな矛盾が含まれており、よってその主張は成立しない。

「社会的な適応性の程度は、児童の年齢により変化し得るものである」は、まさにそのとおりであるが、通常、児童の年齢が上がるにつれ、求められる社会的な適応性は当然に上がる。例えば、10歳の児童と、12歳の児童、14歳の児童、16歳の児童に対して求める社会的な適応性は当然、16歳の児童が最も高い適応性を求められる（身に付けている）こととなる。

しかし、診断書の記載のとおり、本件児童は2年前の診断書と、今回の診断書で記載内容は同じである。

つまり、社会的な適応性の程度は、今現在求められる期待値を下回っていると判断できる。なぜなら、年齢が2歳上がっていても、医師の診断結果は同じだからである。社会的な適応性がますます下がっていると判断されることはあっても、上がっていると判断することは、大きな矛盾を抱えている。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は法令及び国からの通知等に沿って適切に行われており、処分庁の判断に誤りはない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分について

審査請求人が令和5年3月16日付けで提出した本件児童に係る特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）において本件児童の障害は「注意欠陥多動性障害、不注意優勢型（ICD-10コード（F98）」及び合併症として「軽度精神遅滞」とされているほか、「知能障害等」に関する記述があることから、本件児童の障害の認定は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）の別添1「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）第7節の2のD（知的障害）に基づき行われるものであるといえる。

認定基準第7節の2のDは、2級の障害の状態を、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」とした上で、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、

おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられると定めているほか、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断すると定めている。

本件児童の日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を検討すると、本件診断書には、「知的には療育手帳B2（中略）を取得しており、軽度精神遅滞である。」との記述があるほか、「常に周囲の声掛けや手助けがないと年齢相応の生活を送ることが出来ない。高校は、発達障害や知的障害に配慮のある私立高校に通学している。」、「軽度精神遅滞を伴う注意欠陥多動性障害で、配慮を要する。」との記載があり、本件児童の障害の程度は、認定基準第7節の2のDの2級相当である「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」に該当するとも考えられる。

しかし、本件児童においては、本件診断書の記載から、高校の普通学級に所属していること、IQが71であり、認定基準第7節の2のDにて2級相当とされている知能指数「おおむね50以下」を大きく上回っていること、発達障害関連症状、意識障害・てんかん、精神症状並びに問題行動及び習癖に関する記載がないことが認められる。

また、本件診断書によれば、本件児童は食事、洗面、排泄、衣服、入浴及び睡眠は「自立」又は「問題なし」とされ、危険物は「大体わかる」とされているほか、「それぞれの行動自体はある程度出来る」との記述がある。

これらのことから、処分庁が本件児童について、「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要」ではないと判断し、知的障害に該当しないと評価したことが、不合理なものであるとは認められない。

以上のことから、処分庁が本件児童について、認定基準第7節の2のDの2級相当である「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」には該当しないとして本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点は見当たらない。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「前回と今回とほぼ同じ判定医の診断書にもかかわらず、また経過も

前回と同様であるにもかかわらず、今回だけ障害児には非該当と処分庁が判定することには大きな矛盾が含まれて」と主張している。

しかし、障害の認定は、特別児童扶養手当認定請求書提出時に併せて提出された特別児童扶養手当認定診断書によって行うこととなっており、処分庁は、これにより、本件申請の際に提出された本件診断書に基づき本件児童の障害等級の判定を行い、適法に本件処分を行っている。

さらに、処分庁は本件診断書の内容について、嘱託医から意見を聴取するなど慎重な手続を踏んだ上で本件処分を行っていることから、その判断が誤りであるということとはできない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件処分において違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和6年2月22日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年4月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、前回（令和3年3月）判定時において処分庁により障害2級に該当するという判断がなされており、前回と今回とほぼ同じ判定医の診断書にもかかわらず、また経過も前回と同様であるにもかかわらず、今回だけ障害児には非該当と処分庁が判定することには、大きな矛盾が含まれている旨を主張している。

しかしながら、障害の認定は、特別児童扶養手当認定請求書提出時に併せて提出される特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その都度行われるものであり、本件処分に違法又は不当な点がないかについては、本件処分それ自体が本件処分時における法令等に則って適正に行われているかにより判断されるべきものである。

2 特別児童扶養手当の支給要件に該当する障害の程度については、法第2条第5項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施

行令（昭和50年政令第207号）第1条第3項及び別表第3で各障害等級の障害の状態が定められている。そして、各級の障害の状態に係る具体的な認定の基準については、局長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」及び認定基準に定められている。

また、認定基準第7節の2のDは、知的障害の認定について、2級の障害の状態を、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」とした上で、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられると定めているほか、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断すると定めている。

本件においてこれをみると、本件診断書の記載から、本件児童の障害の認定は、認定基準第7節の2のD（知的障害）に基づき行われるものであるといえる。

本件児童においては、本件診断書の記載から、高校の普通学級に所属していること、IQが71であり、認定基準第7節の2のDにて2級相当とされている知能指数「おおむね50以下」を大きく上回っていることが認められる。また、本件診断書には、発達障害関連症状、意識障害・てんかん、精神症状並びに問題行動及び習癖に関する記載はなく、食事、洗面、排泄、衣服、入浴及び睡眠は「自立」又は「問題なし」とされ、危険物は「大体わかる」とされているほか、「それぞれの行動自体はある程度出来る」との記述がある。

さらに、処分庁は、嘱託医から意見聴取を行い、「総合的に判断して2級相当には非該当」との意見を受け、慎重な手続を踏んだ上で本件処分を行ったことが認められる。

これらのことから、処分庁が本件児童について、認定基準第7節の2のDの2級相当である「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」には該当しないと判断したことにつき、不合理な点は認められない。

3 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

4 加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩